

国民健康保険に加入しているかたへ

問合せ

保険年金課
国民健康保険担当

■新しい資格確認書または資格情報のお知らせを7月中旬に送付します

新しい「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」をお送りします。なお、有効期限の記載がない「資格情報のお知らせ」は、**来年度以降新しいものは送付しません**。今回お手元に届いたものをたいせつに保管してください。

■「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」の更新をお願いします

8月以降も認定証が必要なかたは、更新手続き(7月24日(金)受付開始)が必要です。

※世帯に所得の申告をしていないかた(16歳未満を除く。)がいる場合や、国保税を滞納している場合などは、交付されない場合があります。
※マイナ保険証を利用すれば、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

■今月から納付がはじまります

7月中旬に「令和8年度国民健康保険税納税通知書」をお送りします。国保税は、皆さんの医療費に充てる国保の大切な財源です。納期限内の納付をお願いします。

■令和8年度保険税率

令和8年度の保険税率などは、次のとおりです。今年度から、新たに子ども支援分(子ども・子育て支援納付金分)が追加されます。

	医療分	後期支援分	介護分	子ども支援分	子ども支援分 (18歳以上)
所得割額	7.37%	2.58%	2.25%	0.29%	
均等割額	40,100円	15,700円	15,800円	1,806円	103円
限度額	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円	

■年金天引き(特別徴収)により納付するかたへ

令和7年10月2日～令和8年4月1日に65歳になり、要件を満たす場合は、10月から年金天引きが開始されます。

口座振替を希望の場合は、窓口で申請してください(納付状況により変更できない場合があります。納付書払いへの変更はできません。)

■今年度75歳になるかたへ

国保税及び後期高齢者医療保険料は、あらかじめ月割で計算しています。重複することはありません。

なお、後期高齢者医療保険料の通知は、75歳の誕生日以降に送付されます。

■所得の少ない世帯への軽減

一定の所得以下の世帯に対して、均等割額が軽減されます。令和8年度の軽減判定所得は、次のとおりです。

均等割額 軽減割合	軽減判定基準
7割	430,000円+100,000円×(給与所得者等の数 ^(※1) -1)以下
5割	430,000円+310,000円×被保険者等の数 ^(※2) +100,000円×(給与所得者等の数 ^(※1) -1)以下
2割	430,000円+570,000円×被保険者等の数 ^(※2) +100,000円×(給与所得者等の数 ^(※1) -1)以下

※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受けるかた ※2 同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療保険に移行したかたを含む

ご存じですか?

国民年金第1号被保険者の独自給付

国民年金には、第1号被保険者に対する独自の給付があります。



詳細はこちら

①付加年金

月額400円の付加保険料を追加して納めると、65歳からの老齢基礎年金と併せて受給できます。

金額(年額) 200円×付加保険料を納めた月数

②寡婦年金

保険料を納めた期間(免除期間を含む。)が10年以上ある夫が亡くなった場合に、10年以上婚姻関係が継続していて、夫によって生計を維持されていた妻に60歳から65歳までの間支給されます。

金額 夫の第1号被保険者期間に基づいて計算された老齢基礎年金額の4分の3

③死亡一時金

保険料を納めた月数が36月以上あるかたが、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給しないまま亡くなった場合、亡くなったかたと生計を同一にしていた遺族に支給されます。

金額 保険料を納めた月数に応じた額
(120,000円～320,000円)

※付加保険料を納めた期間が36月以上ある場合は、8,500円加算
※遺族基礎年金を受けられる場合は、支給不可
※寡婦年金を受けられる場合は、どちらかを選択

問合せ

春日部年金事務所
☎048(737)7112
保険年金課国民年金担当